

国立公園事業の決定、廃止及び変更の諮問案件について

阿寒国立公園等 8 の国立公園において、国立公園事業の決定、廃止及び変更を計 46 件行う。

(国立公園事業の決定は、国立公園計画に基づき執行される国立公園事業に関し、事業地、施設の規模等の整備すべき施設の大綱を定めるものである。)

1. 関係国立公園

阿寒	小笠原	吉野熊野	瀬戸内海
大山隠岐	足摺宇和海	雲仙天草	阿蘇くじゅう

以上 8 国立公園

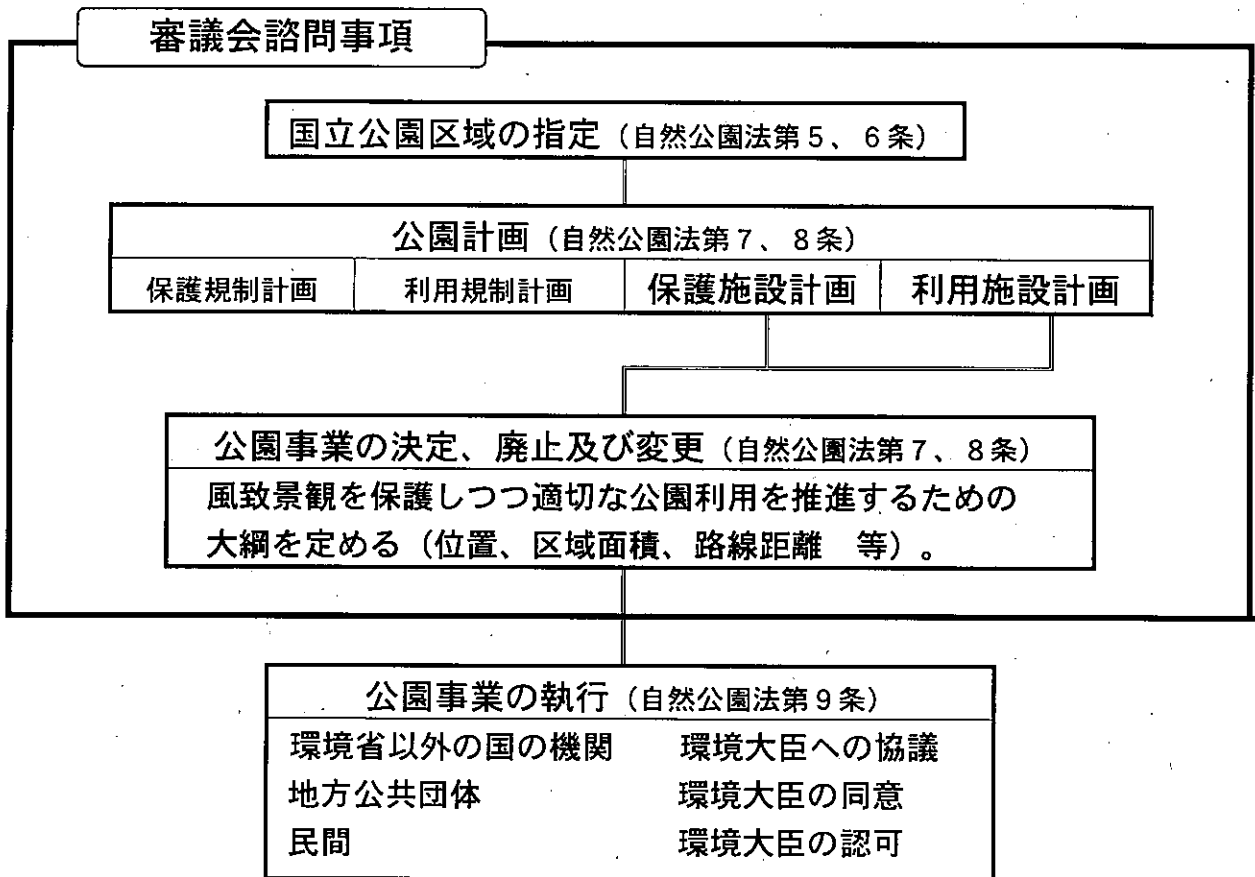
2. 案件数

ア) 公園事業の決定	20 件	
イ) 公園事業の変更	19 件	
ウ) 公園事業の廃止	7 件	計 46 件

<内 訳>

公園名	決定	変更	廃止	計	計画変更に伴う整理案件
阿寒		1		1	
小笠原	18	11	6	35	●うち 17 件
吉野熊野		1		1	
瀬戸内海		2		2	
大山隠岐		1	1	2	●うち 2 件
足摺宇和海		1		1	
雲仙天草		1		1	
阿蘇くじゅう	2	1		3	
総計				46 件	

<参考：国立公園事業制度の概要>



●公園事業施設の種類 (自然公園法施行令第1条)

<利用施設>

- ①道路・橋
- ②広場・園地
- ③宿舎・避難小屋
- ④休憩施設・展望施設・案内所
- ⑤野営場・運動場・水泳場・スキー場・スケート場・乗馬施設
- ⑥車庫・駐車場・給油施設等
- ⑦運輸施設
- ⑧給水施設・排水施設・医療救急施設・公衆浴場・公衆便所等
- ⑨博物館・植物園・動物園・水族館・博物展示施設

<保護施設>

- ⑩植生復元施設・動物繁殖施設
- ⑪砂防施設・防火施設
- ⑫自然再生施設

公園事業の決定等の場所(図)

